

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 4 号
件 名	矢代田駅周辺地区土地区画整理事業の事業推進について
要 旨	<p>我が地元、秋葉区矢代田駅周辺地区において、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 14 条第 1 項の規定により、平成 28 年 8 月 22 日、矢代田駅周辺地区土地区画整理組合を設立し、事業費 10 億 3,800 万円、事業施行期間平成 28 年 8 月 22 日から平成 30 年 3 月 31 日、4,300 万円の新潟市土地区画整理事業助成金を予算づけいただき、新潟市から事業認可された。（添付資料 1 参照）</p> <p>しかし、令和 5 年 6 月 11 日現在、現場は草ぼうぼうで全く事業が進まず、性悪説の見本の土地開発事業となっております。当事業は、設立時から、業務代行業者（東京のリキマツ住建（株））との金銭トラブルや、関係者の法律違反事件等から開発事業は完全にストップし、その間、業者間で不条理な民事裁判が新潟地方裁判所に 4 件も提訴されている。</p> <p>また、業務代行業者のリキマツ住建（株）の社長は民事事件で逮捕され、矢代田駅周辺地区土地区画整理事業は完全に空中分解となっております。（添付資料 2・3・4・5・6・7 参照）</p> <p>矢代田駅周辺地区土地区画整理組合は、組合を解散し、大規模開発方式に路線変更を決定するも、組合（農家）にはその知識がなく、このような状態が続けば組合員（農家）から必ず犠牲者が出ます。</p> <p>事業認可した新潟市にも責任があり、行政をチェックする立場の議会にも責任が存在するゆえ、議会に総括と自己批判を求める見地から陳情いたします。</p>
付 託 年月日 委員会	令和 5 年 6 月 21 日 環境建設常任委員会
受 理	令和 5 年 6 月 12 日 第 199 号